

## 函館市海外向け展示商談会等出展補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市海外向け展示商談会等出展補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 展示商談会等

商品見本、カタログ、パネル等の展示をして、海外に販路をもつバイヤー等との商談を行う展示会や見本市等、またはブースにて同バイヤー等と対面で行う商談会等であって、消費者向けの販売が主たる目的ではないもの。

(2) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する法人格を有する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合および協同組合連合会、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合および農事組合法人ならびに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合および水産加工業協同組合とする。

(目的)

第3条 補助金は、道外で開催される海外販路の拡大に資する展示商談会等の参加に要する経費の一部を補助することにより、市内中小企業者等の海外への販路拡大を促し、もって経営基盤の強化を通じ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自社で製造または販売する商品の海外販路拡大を目指す、市内に事務所または事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者等であって、次の各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る展示商談会等への出展が決定している者であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

2 複数の中小企業者等が、連携した共同の団体（以下「共同体」という。）として、1つの出展スペースを共同で使用する場合は、共同体の構成員すべてが、前項各号に定める要件を満たす場合のみ、その共同体を補助対象者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、道外で開催される展示商談会等へ海外販路拡大を目的として出展する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に必要とする別表1に掲げる経費とする。

なお、参加料等の減免支援を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の補助率は、別表1に掲げる経費の2分の1以内とする。

2 補助金の額は、40万円を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、国内で開催される展示商談会に出展する場合にあっては、20万円を上限とする。(補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

3 補助金の交付は、1年度中に1補助対象者当たり1回に限るものとする。

4 一の事業者等が同一と認められる展示商談会等に出展する場合の補助金の交付は、海外で開催されるものにおいては通算して3回、国内で開催されるものにおいては1回を限度とする。

5 共同体に対して交付する補助金の額は、第2項に規定する額を上限とする。

6 共同体に補助金の交付を1年度中に既に受けた者がいる場合は、当該共同体に対し補助金を交付しないものとする。共同体に過去の受給者で当該展示商談会等への出展による補助金の交付を、海外で開催されるものにおいて既に3回、国内で開催されるものにおいて既に1回受けたものがある場合も、同様とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者の概要(別記第2号様式)
- (2) 補助事業等の計画書(別記第3号様式)
- (3) 補助事業等の収支予算書(別記第4号様式)
- (4) 補助事業等の支出経費の内訳(別記第5号様式)
- (5) 誓約書(別記第6号様式)
- (6) 出展決定通知書類
- (7) 出展先の展示商談会等の概要が確認できる書類
- (8) 出展商品の内容が確認できる書類
- (9) 市内に事務所等を有することを確認できる書類
- (10) 市税を滞納していないことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類または図面

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、原則として第8条1項の申請を受理した日から14日以内に、同申請をした者に規則共通第6号様式により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第10条 交付決定を受けた者が補助対象事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業内容の変更

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助金等の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合、または経費の目的を実質的に変更するものではない場合

イ 補助事業等の内容および経費の配分の変更が、より効率的に補助金の交付の目的の達成に資することとなると認められる場合

(2) 補助事業期間の変更

(3) 補助対象経費の変更

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象経費の2割以内の減額の場合

イ 補助金等交付決定通知書にて通知した補助金等の額に変更がない場合

(4) その他補助対象事業に関し重大な影響を与える事項

2 前項の規定による変更承認の申請は、規則共通第8号様式により行わなければならない。

3 市長は、交付の変更を承認したときは、その旨を規則共通第9号様式により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに別記第7号様式の報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業等の実績書(別記第8号様式)

(2) 補助事業等の収支決算書(別記第9号様式)

(3) 補助事業等の支出経費の内訳(別記第10号様式)

(4) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

(5) 事業実施に係る記録写真等の実績を明らかにする報告書類

(6) その他市長が必要と認める書類または図面

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付については、額の確定後に交付するものとする。

(事業内容の公表)

第13条 市長は、第11条に規定する書類の内容を公表することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第3項、第5項、第6項ただし書および第7項後段の規定は施行日以後に補助金の交付を受けた者が再度補助対象者または共同体の構成員として補助金の交付を受けようとする場合について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による申請対象の特例)

2 第4条第1項第2号に規定する補助対象者について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月中に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のため、渡航先において入国制限または入国に際して条件・行動制限措置がとられる場合および日本入国時に行動制限措置がとられる場合、申請の対象となる展示商談会の開催時期は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	備 考
1 出展スペースの賃借料	出展料・小間代・ブース代等
2 出展スペースの造作経費	電気工事・装飾工事等
3 展示商談会等期間中の通訳料	
4 サンプル・パンフレット・備品等の 輸送経費	
5 商談用資料等の製作費	翻訳料（英語および商談相手の希望する言語に限る）・印刷費・栄養成分分析費を含む
6 出展に要する機器・備品類の使用料	
7 出展に要する消耗品類の購入費	
8 旅費	函館市内を発着とし、展示商談会等の開催地を目的地とする旅程において、合理的かつ妥当なもの。
	なお、旅費（航空賃，鉄道賃（新幹線），宿泊費）については交付決定前に手配・支払いを行っていても，交付決定日以降に開催される展示商談会等に出展する場合は補助対象とする
9 その他市長が必要と認める経費	